

1 基本計画改定の趣旨

清掃一組の一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、23区の一般廃棄物の適正な処理を確保するため、平成22年2月に改定されたものである。計画期間は平成32年度までとなっており、概ね5年毎に改定することとしている。

廃棄物処理については、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等を踏まえ、国は3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めるとしており、社会環境も大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、現行基本計画が5年となる平成26年度を目途に基本計画を改定することとする。

（1）清掃一組の基本計画

23区における清掃事業については、一般廃棄物の収集・運搬を各区が、中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託して埋立処分場で行われている。

このため、清掃一組の基本計画は、焼却処理等の中間処理と生活排水の処理を内容とした計画となっている。

（2）基本計画の性格

本基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、清掃一組の中・長期的な経営方針を示す「東京二十三区清掃一部事務組合経営計画（平成18年1月）」の4つの柱のうち、「循環型社会づくりの一翼を担う一組」の具体的な取組について定めたものである。

23区では、各区が廃棄物の収集運搬に係る一般廃棄物処理基本計画を策定している。国においては、廃棄物や資源に関する基本的枠組みを定める「循環型社会形成推進基本法」や各種関係法令に基づく計画が策定されており、東京都においても一般廃棄物及び産業廃棄物について「東京都廃棄物処理計画（平成23年度から平成27年度）」が策定されている。

本基本計画は、23区、東京都、国の計画等と調和を図って策定するものである。

（3）計画期間

改定後の計画期間は、基本計画の主要事業である清掃工場等の施設整備に長期間を要することから、平成27年度から平成41年度までの15年間とする。

また、国の策定指針に沿い概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととする。